



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 9 日 (金)
第 8 9 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (427) (企業支援課) 2
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (12) 2
- ◇ 教委告示 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関 (18) (博物館) 3
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 3

告 示

鳥取県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝
- 4 変更年月日
平成29年4月1日
- 5 届出年月日
平成29年5月18日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成29年6月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日吉津村建設産業課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成29年6月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,617

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 48,082

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数	146,803
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,846
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,142
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,528
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,710
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,392
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,195
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,976
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,097
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,390

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第18号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月9日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立美術館整備基本計画策定支援及びPFI手法導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査会	鳥取県立美術館整備基本計画策定支援及びPFI手法導入可能性調査業務に係る受託者の選定に関する事項	平成29年6月9日から同年8月31日まで	博物館

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年6月9日

鳥取県立米子工業高等学校長 田 中 宏 明

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立米子工業高等学校情報処理室パソコンほか

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日まで

(4) 納入期限

平成29年8月31日（木）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。
なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年6月16日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成29年6月9日（金）から同年7月19日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年6月9日（金）から同年7月19日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあってから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先
〒683-0052 米子市博労町四丁目220
鳥取県立米子工業高等学校
電話 0859-22-9211
電子メール yonagoko-h@mailk.torikyo.ed.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、(1)の場所で平成29年6月9日（金）から同年7月3日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年7月19日（水）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（火）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年7月3日（月）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers
- (2) July 3, 2017 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 19, 2017 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders
(July 18, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220
Bakuromachi, Yonago-shi, Tottori 683-0052 Japan
TEL : 0859-22-9211